

令和6年度 第3回 子ども・子育て会議 議事要旨

- | | |
|--------|--|
| 【開催日時】 | 令和6年12月26日（木）午前10時00分～11時30分 |
| 【場 所】 | 総合福祉センター 3階 会議室2 |
| 【出席者】 | 横山副会長、奥委員、楠瀬委員、赤土委員、出川委員、畑山委員、森下委員、
峯委員
<div style="text-align: right;">（計8名）</div> |
| 【事務局】 | 福祉部長、健康部長、福祉部次長兼生活支援課長事務取扱、健康部次長兼保健
センター所長事務取扱、こども課長、保育課長、児童福祉課長、保育課員、保
健センター職員、児童福祉課員 |
| 【傍聴人】 | 2名 |
| 【議 題】 | 1. 第1期香芝市こども計画素案の内容について
2. 第4回子ども・子育て会議のスケジュールについて
3. その他 |

◆ 「こども計画」の素案内容について

＜概要＞

こども計画の策定にあたり、計画の素案内容について、検討及び協議を行うもの。

◆ ＜質疑・意見等＞

【質疑・意見1】

○委員

第4章、様々な課題を抱える家庭への支援の部分に記載されている「子どもの居場所づくり事業」について、事業を活用するには要件があり、対象範囲が限られている。対象外の子ども達を含め、全ての子どもたちが対象となった居場所作りを考える必要がある。

○児童福祉課長

実施中の「子どもの居場所づくり事業」については、今後も要件に沿った対象者へ主に学習を通して居場所を提供していく予定。しかし、具体的には未定であるが「児童育成支援拠点事業」などを、今後は多くの子ども達の居場所づくりに係る新規事業として進めていくことを考えている。

【質疑・意見2】

○委員

第4章、こどもを取り巻く有害環境対策の推進について、ある程度先んじて学校へのスマートフォンの持ち込みの部分やSNSの使用ルールを自治体レベルで作り、示していくべきではないか。

また、対策には踏み込んだ施策が必要だと感じており、「スマホといじめ」という部分にフォーカスを当て、学校・教育委員会も巻き込み、法的な観点も踏まえて検討してほしい。

○児童福祉課長

市長を含めた多くの関係機関で連携し、安全な子ども真ん中社会を目指せるように、対応方法など具体的に検討していきたい。

【質疑・意見3】

○委員

小学校とか中学校の先生方の働く環境について、現状において教職員のメンタルヘルス不調が増えていくと聞いている。子どものいじめの問題と、教職員の働く環境の問題は関係が深いと思う。したがって、具体的に香芝市として解決策や予防策を提示していける市になってほしい。

【質疑・意見4】

○委員

中学校のクラブ活動の地域移行化・展開化を令和8年度には行う予定かと思うが、この件はこの場で検討し「こども計画」に記載すべき内容なのか、それとも別の場で検討等を行っているのか。

○児童福祉課長

本日は、中学校の施策を担当している教育部局が不在であるが、教育部局で検討し、すでに考え・方針があるかと思う。ご意見は担当部局に伝えさせていただいた上で、もしもこの計画の中で何らかに取り組めるようなことがあれば検討していきたい。

【質疑・意見5】

○委員

本計画の促進においては、先生側の立場を守る施策が非常に重要だと思っている。

特に、幼保事業者及び学校における人材不足は非常に大きな問題となっており、そこに大きく関係するのが保護者対応かと思う。保護者の中でも一部のいわゆるモンスターペアレントに位置付けられている者は、法的なくくりで言うと「カスタマーハラスメント」であるため、他市では保護者の対応をする部署を行政として設けている場所もある。香芝市でも、そういう踏み込んだ条例を作り、対外的にPRしていくことが、香芝市の教育に携わる方を増やすことに繋がるのではないか。

○福祉部次長

以前より、現場の方で保護者対応に苦勞している事案があることは認識している。まず現場がどういった状況であるのかを再度確認して、いただいたご意見に加え、他市の状況も踏まえて検討したい。

【質疑・意見6】

○委員

こども誰でも通園制度について聞きたい。香芝市として今後どういう計画なのか。

○事務局

こども誰でも通園制度について、令和8年度より本格実施である。本市としても、民間からもご協力いただきながら、教室の活用についても検討している。

現在、まず一つずつ制度改正の整理をしているため、また進捗があれば報告させていただく。

【質疑・意見7】

○委員

第5章の3号認定0歳における量の見込みと確保の方策について聞きたい。双方の数値には差がある。見込みに対して、確保する量が多く計画されているのは整合性が取れているのか。

○保育課長

現状の施設の定員状況をもとに記載しているため、双方の数値には差が出るものである。

【質疑・意見8】

○委員

0歳3号認定の確保方策の数値について、令和9年度までは増加、翌年度に減少、さらにその翌年度は増加となっている。この増減について理由を教えてください。

○保育課長

これは、現在の施設の定員状況で数値を設定しており、公立幼保再編の基本方針に則って進めていく際に見込まれる0歳児の確保方策を加味した数値になっている。例えば民間誘致をした際、そのタイミングでは定員数の増加が考えられる。しかし、それに伴って公立施設の順次募集停止等の措置が考えられる。そういった増減が数字として表れている。

○委員

3号認定の1歳児、2歳児における数値も0歳児の増減と同じようなのではないのか。

また、令和9年度に3号認定0歳児の確保方策の数値が増加しているのは、民間の誘致が決まっているということか。

○福祉部次長

この数値については幼保園の統合や民間誘致など、そういうことも踏まえて、見込みとして出してい

る。新規募集や募集停止などのタイミング、在園時との兼ね合いもあり、数字の増減については各年齢区分で異なるものである。

また、民間誘致については具体的に決まっているわけではなく、あくまでも公立幼保再編の基本方針に則って進めていきたいと考えている。

○委員

3号認定の0歳において、確保方策の自市の部分の令和10年の数値は、意図をもって減らしているという事で間違いないか。

○福祉部次長

再編の方針に基づいた数値を記載したものである。

【質疑・意見9】

○委員

3歳以上の未就園児の保護者より、「遊びに行くところがない」という声を聞くことが多い。もし、公立幼稚園に遊びにいけるようなことがあれば、広報周知することにより、保護者が安心されるのではないと思う。保護者に分かりやすく情報を発信していただきたい。

また、誰でも通園制度のアンケートについて、実施時期が保育所の合否が出るタイミングだった。ここでは「落ちた、だめだった」、「二次募集に回らないといけない」という方が多かった。「この制度を実施するより、本当に入りたい私たちのことをどうかしてほしい」という声があった。

○児童福祉課長

来年1月1日より機構改革があり、新たに子ども家庭部というのが設立される。その中には、児童福祉課、保健センターの母子分野、保育幼稚園課が同じ一つの部に所属している。

現在、当課のインスタグラム等であげている情報としては、児童福祉課の子育て支援部分が多いため、今後は同じ部の保育幼稚園課における未就園児の交流や遊んでいる様子を、部を挙げてアピールし、保護者のお悩みが少しでも解消されるように改善していきたい。

【質疑・意見10】

○委員

いくつも相談窓口があるので、保護者は困ったときに相談でき、安心につながるので良いと思う。

相談窓口について、「心の健康相談室」が児童福祉課ではなく、健康衛生課（保健センター）の担当であると記載されており、1月には組織が変わるとのこと。もし保護者が困っていたら、保健センター、児童福祉課のどちらにつながればいいのか。

○健康部次長

もともと保健センターの中で健康増進部門と母子保健部門が一緒にあり、その中で「心の健康相談室」については、心の健康部門ということで健康衛生課（保健センター）に残る。しかし、母子保健部門と連携を取れる体制は今まで通り継続をしていく。また、心の健康相談室へ直通の電話もある。したがって、いずれの場所に連絡をいただいても、連携し、つながるということで認識いただければと思う。

【その他】

○こども課

令和7年における関屋幼稚園の休園について

○事務局

今後のスケジュールの確認